

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【事業年度】 第141期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 日本橋梁株式会社

【英訳名】 Japan Bridge Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 彰

【本店の所在の場所】 大阪市北区西天満6丁目7番2号
(「本店の所在の場所」では主に営業活動を行っており、他の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 06(6363)3101

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理本部長 坂下 清信

【最寄りの連絡場所】 兵庫県加古郡播磨町東新島3番地

【電話番号】 078(941)4027

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理本部長 坂下 清信

【縦覧に供する場所】 日本橋梁株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋兜町22番6号 マルカ日甲ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出いたしました第141期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) 省略

(5)取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規程により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨定款に定めております。

(6)社外取締役の責任限定

当社は、会社法第427条第1項の規程により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において限定することができる旨定款に定めております。

(7)～(8) 省略

(9)自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(10) 省略

(訂正後)

(1)～(4) 省略

(5)取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が任務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨定款に定めております。

(6)社外取締役及び社外監査役の責任限定

当社は、社外取締役及び社外監査役が任務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において限定することができる旨定款に定めております。

(7)～(8) 省略

(9)自己株式の取得

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(10) 省略